

連載

間違えやすい

消費税の取引

早分かり講座



No.6 損害賠償金や違約金・キャンセル料等に関する消費税の取扱い

税理士 佐藤充宏

あまり考えたくないケースではありますが、本来であれば発生しないような取引である損害賠償金や違約金・キャンセル料等が発生した場合には、その内容によって消費税の取扱いが異なることがあります。そこで、今回は、これらのケースでの消費税の取扱いについて解説します。

■損害賠償金に消費税はかかるか？

例えば、業務上で車に乗っていたら、後ろの車に追突されて、自分がケガをしたり、車が壊れてしまった。このようにときに、追突事故を起こした相手方から、損害賠償金を受け取ることが

あります。結論から言えば、このケースでの損害賠償金に関しては消費税は課税されません。

国内取引で消費税の課税対象となるには、次のAからDの全ての要件を満たす必要があります。

- A 事業者が
- B 事業として
- C 対価を得て行なわれる
- D 資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供

そのため、これらの要件のどれか一つでも満たさなければ、消費税は課税されません。そして、いま挙げたケー

スで考えると、損害賠償金を受け取っているといっても、その対価として、モノを引き渡したり、何かを貸したり、サービスを提供しているわけではありません。よって、消費税の課税対象にはならないのです。

■実質的な内容で判断する

先程の例では、消費税の課税対象外になりますが、実際には、色々なケースで「損害賠償金」という言葉が使われます。「損害賠償金」という言葉が使われていたら、全て消費税は課税対象外になるのかというと、そうではありません。その損害賠償金が発生した内容によっては、先程の課税対象の要件を満たすこともあるのです。それには、次のようなケースがあります。

① 損害を受けた棚卸資産である製品が加害者に対して引き渡される場合において、その資産がそのまま、または軽微な修理を加えることによつて使用できるときに、その資産の所

有者が収受する損害賠償金

商品の損害を受けた際に、少し修理すれば使える状態でも、加害者から損害賠償金を受け取って、その商品を加害者に引き渡すようなケースでは、先程の課税対象の要件を満たすことになるので、課税の対象となります。

② 事務所の明渡し遅滞により賃貸人が収受する損害賠償金

事務所の明渡しが遅れた期間分の賃貸料と実質的に変わらないと考えられるため、損害賠償金という名称であっても、課税の対象とされます。その他にも、特許権や商標権などの無体財産権の侵害を受けた場合に権利者が収受する損害賠償金も課税の対象とされています。

■違約金・キャンセル料の取扱い

損害賠償金とは異なりますが、一度発注をした後に、その発注をキャンセルしたような場合には、違約金・キャンセル料が発生することがありますが、

この場合には、次の3つのケースに応じて、消費税の取扱いが異なります。

① 解約手数料や払戻手数料等

解約や払戻等の求めに応じて行なう事務手続きという役務の提供にあたるため、消費税の課税対象となります。

このケースに該当する例としては、払戻しの時期に関係なく一定額を受け取ることとされている飛行機の旅客運賃の払戻しをする際の定額払戻手数料があります。

② 逸失利益

これは、実際には、本来は得ることができた利益を補填してもらうもので、先程の課税対象の要件Dに該当しないため、消費税の課税対象外となります。この例としては、先程の飛行機の旅客運賃の場合では、取消時期や搭乗区間等に応じて金額の異なる取消手数料と言われるものがあります。

しかし、通常は、これらのキャンセル料については、解約手数料等か逸失

利益に対する部分なのかが明確になっていない場合も多くあります。その場合には、次のように判断します。

③ ①と②が区分されていない場合

解約手数料等と逸失利益の各々の性格を有するものが明確に区分されない場合には、その全体を消費税の課税対象としないものとして取り扱うこととされています。この例としては、旅館やホテルなどの宿泊予約やゴルフ場でのプレー予約等をキャンセルする場合に、全額を区分せずに代金を収受しているケースが該当します。

このように、損害賠償金や違約金・キャンセル料という名称でも、その内容によつて、消費税の取扱いが異なる場合があります。そのため、これらの名称が付いていても、契約書や約款等で実質的な内容を確認してから、消費税の取扱いを判断するようにしましょう。